

## 穴水町空き家等バンク情報整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口の減少が著しい本町における空き家、空き店舗及び空き地（以下「空き家等」という。）を町の地域資源として捉え、それらを有効活用することにより、定住、定着を図るため、穴水町空き家等バンク情報整備事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなるものを含む。）町内に存在する建物。
- (2) 空き店舗 現に使用しておらず、事業用として使用可能な建物。
- (3) 空き地 現に建物が建築しておらず、建物の建築が可能である町内の土地地目が宅地のもの。ただし、接道義務を順守していない土地に関しては登録できないものとする。
- (4) 所有者等 空き家等の所有権その他の権利により空き家等の売却若しくは賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 利用希望者 定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者をいう。
- (6) 町会等 区・町内会をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、本事業以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等情報の登録)

第4条 空き家等の登録を受けようとする所有者等は、穴水町空き家等バンク情報登録申込書（様式第1号）に同意書（様式第2号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容を確認の上、適当であると認めるときは穴水町空き家等バンク情報（以下「空き家等バンク」という。）に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録を決定したときは、穴水町空き家等バンク情報登録決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

(空き家等情報登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の決定の通知を受けた申込者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに穴水町空き家等バンク情報登録事項変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(空き家等情報登録の抹消)

第6条 空き家等登録者は、登録を抹消しようとする場合は、穴水町空き家等バンク情報登録抹消届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により、申出があった場合は、その登録を抹消するとともに、穴水町空き家等バンク情報登録抹消通知書（様式第6号）を空き家等登録者に通知するものとする。

(利用の申込み等)

第7条 利用希望者は、穴水町空き家等バンク情報利用申込書兼同意書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(情報の提供)

第8条 町長は、次に掲げる方法により情報の提供を行うものとする。

- (1) 空き家等バンクに登録された情報を穴水町のホームページにおいて公開する。
- (2) 利用希望者と空き家等登録者の連絡先を、本人の同意に基づいて相手方に提供する。
- (3) 利用希望者の問い合わせに対して、公開可能な範囲内において空き家等バンクに登録された情報を提供する。

(空き家等登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 町長は、空き家等登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買等の契約について、一切の関与を行わない。

(登録奨励金の交付)

第10条 町長は、空き家等バンクへの登録を決定した空き家等が町会等の仲介又は、斡旋によるものであるときは、登録奨励金として登録1件につき2万円を町会等に交付するものとする。

(奨励金の申請手続き)

第11条 前条に規定する奨励金の交付を受けようとする町会等の代表者は、穴水町空き家等バンク情報登録奨励金交付申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類によりその内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、穴水町空き家等バンク情報登録奨励金交付決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(登録奨励金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受け、登録奨励金の請求をしようとする者は、速やかに穴水町空き家等バンク情報登録奨励金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。